

平成 19 年度  
水質汚濁防止法等の施行状況  
(第 3 版)

平成 21 年 11 月

環境省水・大気環境局水環境課



# 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量規制	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

## <図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 17 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）（以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成19年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

### （1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成20年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は276,611（284,973）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,906（4,118）、合計で280,517（289,091）であり、平成19年3月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成19年3月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は13（20）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は35,506（36,139）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,330 (4,471) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未滿の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,757 (11,234) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 15,087 (15,705) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく指定湖沼について、平成 19 年 12 月に八郎湖が指定され 11 湖沼となり、平成 20 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,994 (2,111) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 864 (918) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 105 (127)、673 (1,256) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,772 (3,494) であった。

なお、これら 1,994 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 15 (約 1%)、八郎湖 30 (約 2%)、霞ヶ浦 285 (約 14%)、印旛沼 178 (約 9%)、手賀沼 109 (約 5%)、諏訪湖 72 (約 4%)、野尻湖 0 (0%)、琵琶湖 798 (約 40%)、中海 109 (約 5%)、宍道湖 158 (約 8%)、児島湖 240 (約 12%)、であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 213,204 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 213,204 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未滿の事業場数は 191,267 であり、全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

## 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

### (1) 水質汚濁防止法

#### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特

定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 6,657 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 13 件であり、法第 5 条の届出総数は 6,670 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,986 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

## イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に示すとともに、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 19 年度における改善命令の件数は 27 件であり、一時停止命令の件数は 1 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、酸・アルカリ表面処理施設、電気めっき施設及び洗たく業に対して発動されたものがそれぞれ 4 件と最も多く、次いで指定地域特定施設が 3 件となっていた。一方、一時停止命令については、指定地域特定施設（1 件）に対して発動されたものであった。なお、一時停止命令の発動（1 件）は改善命令とともに発動されたものである。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,374 件であり、公共用水域関係では 8,282 件、地下水

関係では 92 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 46,724 件、夜間立入が 686 件で立入件数は計 47,410 件であった。なお、47,410 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,916 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 19 年度における排水基準違反の件数は 11 件であり、違反摘発の契機について見ると、警察又は海上保安庁の調査によるものが 11 件であった。

また、違反業種は水産食料品製造業が 6 件、畜産食料品製造業、パルプ紙又は紙加工品の製造業、その他無機化学工業製品製造業、生コンクリート製造業、洗たく業がそれぞれ 1 件であり、違反項目は pH が 6 件、COD が 5 件、SS が 4 件、大腸菌群数が 3 件、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質含有量が 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

## オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の



措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 229 件（内訳：公共用水域関係 215 件、地下水関係 14 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 294 件（内訳：公共用水域関係 246 件、地下水関係 48 件）であった。一方、平成 19 年度に発動された応急措置命令は 3 件であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 19 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

#### カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 19 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 1 件であった。なお、平成 20 年 3 月末現在、210 地域（42 都道府県 351 市町村）で指定がされている。

#### キ 水質総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量規制制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量規制制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内特定事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録しなければならず（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 20 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 12,346 であり、平成 19 年 3 月末現在（12,577）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 2,019（約 16%）、伊勢湾 3,667（約 30%）、瀬戸内海 6,660（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 488 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令は 1 件、法第 13 条の 3 に基づく指導等は 7 件であった。

## （2）瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 340 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 519 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係が 1 件、第 8 条関係は 0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来に

わかってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成19年度における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は3件であった。なお、平成20年3月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

### （3）湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成19年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように275件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は180件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）及び指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）はそれぞれ1件、一方、指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定め

て当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第 20 条第 2 項）。

平成 19 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 56 件、口頭による指導が 54 件で、内容は処理施設の改善が 20 件、排水の一時停止が 1 件、その他が 94 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場数		③一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場数	
			②うち有害 物質使用 特定事業場		④うち有害 物質使用 特定事業場	
A 平成 20年 3月 末 現在		280,517 (13)	35,506	4,330 (1)	245,011	10,757 (12)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	276,611 (13)	31,844	3,713 (1)	244,767	10,720 (12)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,906	3,662	617	244	37
B 平成 19年 3月 末 現在		289,091 (20)	36,139	4,471 (1)	252,952	11,234 (19)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	284,973 (20)	32,297	3,820 (1)	252,676	11,191 (19)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	4,118	3,842	651	276	43
対 前 年 比 A / B		(97%)	(98%)	(97%)	(97%)	(96%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(97%)	(99%)	(97%)	(97%)	(96%)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(95%)	(95%)	(95%)	(88%)	(86%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
1	北海道	5,843	1,264	45	4,579	90						
2	青森県	4,202	342	28	3,860	36 (3)						
3	岩手県	4,833	613	46	4,220	88						
4	宮城県	5,886	494	55	5,392	101						
5	秋田県	3,741	563	61	3,178	82 (2)						
6	山形県	3,719	504	55	3,215	85						
7	福島県	5,414	690	163	4,724	230						
8	茨城県	7,575	904	121	6,671	125						
9	栃木県	7,326	1,058	105	6,268	158						
10	群馬県	3,254	689	53	2,565	81						
11	埼玉県	7,487	800	108	6,687	474						
12	千葉県	8,254	817	113	7,437	199 (1)						
13	東京都	1,608	114	8	1,494	303						
14	神奈川県	3,365	290	35	3,075	120						
15	新潟県	7,530	748	88	6,782	437						
16	富山県	2,504	426	86	2,078	120						
17	石川県	3,419	527	60	2,892	115						
18	福井県	2,146	325	55	1,821	62						
19	山梨県	4,661	431	39	4,230	135						
20	長野県	11,022	1,133	128	9,889	485 (1)						
21	岐阜県	7,917	1,039	94	6,878	170						
22	静岡県	7,896	1,194	208 (1)	6,702	182						
23	愛知県	9,544	1,341	242	8,203	366						
24	三重県	7,645	910	64	6,735	117						
25	滋賀県	2,857	497	31	2,360	108						
26	京都府	3,730	340	39	3,390	279	129	123	20	6	2	
27	大阪府	2,088	148		1,940	93	256	237	14	19	2	
28	兵庫県	7,351	582	88	6,769	510	405	375	92	30	12	
29	奈良県	2,734	228	8	2,506	120	241	234	17	7	2	
30	和歌山県	2,945	399	5	2,546	32	118	115	3	3		
31	鳥取県	1,781	283	5	1,498	44						
32	島根県	3,348	406	38	2,942	52						
33	岡山県	3,195	192		3,003	71	248	231	26	17		
34	広島県	3,931	325	55	3,606	276	276	250	41	26	4	
35	山口県	3,299	246	13	3,053	138	278	269	113	9	2	
36	徳島県	3,384	159	1	3,225	22	237	226	49	11		
37	香川県	3,467	121		3,346	35	226	204	18	22	3	
38	愛媛県	3,797	210	4	3,587	54	234	223	15	11		
39	高知県	2,661	269	45	2,392	58						
40	福岡県	5,086	700	72	4,386	128	50	46	6	4		
41	佐賀県	2,952	408	31	2,544	83						
42	長崎県	4,433	313	46	4,120	75						
43	熊本県	2,768	565	42	2,203	62						
44	大分県	4,274	228	1	4,046	41	170	166	8	4		
45	宮崎県	3,442	401	13	3,041	28						
46	鹿児島県	4,645	760	58	3,885	215						
47	沖縄県	1,387	339	8	1,048	12						
	都道府県計	216,346	25,335	2,663 (1)	191,011	6,897 (7)	2,868	2,699	422	169	27	
	政令市計	60,265	6,509	1,050	53,756	3,823 (5)	1,038	963	195	75	10	
	合計	276,611	31,844	3,713 (1)	244,767	10,720 (12)	3,906	3,662	617	244	37	

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（2）

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	札幌市	95	44	2	51	1					
2	函館市	218	43		175	3					
3	旭川市	176	29	3	147	9					
4	青森市	527	75	5	452	4					
5	八戸市	645	76	12	569	8 (1)					
6	盛岡市	454	40	6	414	25					
7	仙台市	875	69	11	806	30					
8	秋田市	440	82	20	358	36					
9	山形市	612	78	6	534	33					
10	福島市	635	118	15	517	16					
11	郡山市	798	123	27	675	36					
12	いわき市	1,045	181	36	864	30					
13	水戸市	541	53	1	488	1					
14	つくば市	518	43	3	475	10					
15	宇都宮市	914	92	9	822	33					
16	前橋市	471	102	10	369	25					
17	高崎市	600	93	20	507	24					
18	伊勢崎市	540	122	27	418	24 (1)					
19	太田市	511	101	14	410	29 (2)					
20	さいたま市	937	85	17	852	47					
21	川越市	374	40	10	334	85					
22	川口市	155	21	6	134	21					
23	所沢市	176	22	5	154	12					
24	草加市	244	36	17	208	38					
25	越谷市	297	23	1	274	30					
26	千葉市	525	62	27	463	20					
27	市川市	355	86	17	269	13					
28	船橋市	610	196	3	414	15					
29	松戸市	345	44	13	301	26					
30	柏市	225	37	5	188	19 (1)					
31	市原市	473	101	14	372	10					
32	八王子市	616	47	7	569	86					
33	町田市	101	23	3	78	31					
34	横浜市	1,626	90	40	1,536	293					
35	川崎市	655	66	36	589	69					
36	横須賀市	105	15	9	90	39					
37	平塚市	322	13	5	309	79					
38	藤沢市	216	25	13	191	44					
39	小田原市	309	37	12	272	16					
40	茅ヶ崎市	114	8	3	106	23					
41	相模原市	1,042	39	8	1,003	115					
42	厚木市	346	10	3	336	48					
43	大和市	129	15	5	114	24					
44	新潟市	1,481	162	13	1,319	117					
45	長岡市	675	62	10	613	47					
46	上越市	949	107	24	842	41					
47	富山市	954	235	54	719	37					
48	金沢市	563	78	13	485	40					
49	福井市	502	114	11	388	27					
50	甲府市	534	58	18	476	93					
51	長野市	1,182	142	44	1,040	125					
52	松本市	737	56	7	681	39					
53	岐阜市	903	78	11	825	35					
54	静岡市	1,160	165	29	995	53					
55	浜松市	1,866	169	58	1,697	53					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
56	沼津市	966	89	15	877	12					
57	富士市	647	147	20	500	22					
58	名古屋市	436	76	20	360	54					
59	豊橋市	795	103	22	692	27					
60	岡崎市	511	90	9	421	28					
61	一宮市	583	96	15	487	43					
62	春日井市	535	76	16	459	50					
63	豊田市	989	163	26	826	28					
64	四日市市	871	107	18	764	17					
65	大津市	381	50	9	331	29					
66	京都市	1,158	11	1	1,147	6	31	27	5	4	
67	大阪市	71	12		59	26	14	12	6	2	
68	堺市	697	32		665	125	79	76	24	3	1
69	岸和田市	327	7		320	44					
70	豊中市	45	2		43	7					
71	吹田市	74	4		70	7					
72	高槻市	191			191	28	11	11	3		
73	枚方市	187	23	2	164	17					
74	茨木市	64	2		62	7					
75	八尾市	357	10		347	62					
76	寝屋川市	188	8		180	26					
77	東大阪市	343	29		314	24	9	9	1		
78	神戸市	743	43	1	700	83	50	47		3	
79	姫路市	463	57		406	16	74	68	8	6	1
80	尼崎市	82	5		77	6					
81	明石市	138	8	4	130	2					
82	西宮市	192			192	28					
83	加古川市	228	14		214	18					
84	宝塚市	99			99	9					
85	奈良市	356	21	3	335	14	27	22	3	5	
86	和歌山市	723	54	7	669	36	85	80	10	5	
87	鳥取市	564	86	6	478	29					
88	岡山市	1,083	74		1,009	45	114	104	14	10	1
89	倉敷市	896	18		878	24	144	134	36	10	4
90	広島市	962	45		917	71	42	38	7	4	
91	呉市	609	27		582	43					
92	福山市	762	28		734	52	54	54	7		
93	下関市	614	32		582	6	52	50	14	2	
94	徳島市	703	62		641	22					
95	高松市	1,098	49	1	1,049	34	50	43	4	7	2
96	松山市	861	44		817	13	80	78	6	2	
97	高知市	648	113	24	535	12					
98	北九州市	181	9		172	16	55	50	26	5	
99	福岡市	373	26	3	347	1					
100	久留米市	439	53	5	386	12					
101	長崎市	807	57	3	750	57					
102	佐世保市	549	61	1	488	6					
103	熊本市	811	61	15	750	22					
104	大分市	1,222	59		1,163	91	67	60	21	7	1
105	宮崎市	624	69	3	555	17					
106	鹿児島市	601	66	3	535	62					
	政令市計	60,265	6,509	1,050	53,756	3,823 (5)	1,038	963	195	75	10



表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房ダム貯水池 宮城県		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖				中海		宍道湖			児島湖			総数
	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市						
1																														1
1の2																														7
2		1									1																			24
3																														21
4																														21
5																														6
6																														0
7																														1
8																														2
9																														0
10																														18
11																														0
12																														1
13																														0
14																														1
15																														1
16																														10
17																														4
18																														0
18の2																														2
18の3																														0
19																														31
20																														0
21																														1
21の2																														0
21の3																														2
21の4																														1
22																														1
23																														6
23の2																														2
24																														0
25																														0
26																														1
27																														3
28																														1
29																														0
30																														0
31																														0
32																														1
33																														10
34																														0
35																														0
36																														0
37																														0
38																														0
39																														0
40																														0
41																														0
42																														1
43																														0
44																														0
45																														0
46																														6
47																														10
48																														1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房 がま 貯水池	八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数	
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市			
49																											0	
50																												0
51																												0
51の2					1							1				2												4
51の3					1																							1
52																												0
53								3					1			3	1											8
54																6												6
55					2											2						5						9
56																												0
57																1												1
58					1											2	1											4
59		1	1																									1
60																						1						2
61								2				1				1					4							8
62					2			1								3												6
63					7									1		21	1				1							31
63の2																												0
63の3																												0
64																												0
64の2														1		7	2				1	1			1	1		14
65			1		13		2	8		1	2		2	2	41	4				1	1	4					81	
66					9								1	5	4					1	1			1			22	
66の2	9	1			9		9					1		8	29	8				3	7		1	4	6		95	
66の3					4		1	2			1				1					1	1		1				11	
66の4					2			6							7					1							16	
66の5			1		12		1	6	1		2			1	26	2					2	2		5	3		64	
66の6																											1	
66の7					2		1	1		1					4					1	3					2	0	
67																											15	
68																1												1
68の2					3			4	1	1	2		1		3									1			16	
69					3																							3
69の2																												0
69の3								1					1			1												3
70																												0
70の2																1												1
71			1													2				2				1				6
71の2					3			3					2		19	1				1			1	1			31	
71の3															2													2
71の4					1																							1
71の5																												0
71の6								1																				1
72			10		27	2	3	39	8	7	9		8	16	175					7	21	63	6	18	12		431	
73	1				2										6					1	4	4		3			23	
74					4					1				1	2	1				1	1	1		1			13	
みなし指定地 域特定施設1					8			2				2			14	5				2		2		4	4		43	
みなし指定地 域特定施設2	4	12			106	1	3	32	7	19	21	1	44	30	279	13				14	22	59		106	47		821	
湖沼特定 事業場数	15	29	1	0	259	3	23	128	20	30	38	1	70	72	0	755	43	0	0	43	66	158	14	149	77		1,994	
指定施設1			1		7			2	1	1	5			3		5						2					27	
指定施設2					77									1													78	
指定施設計	0	1	0	0	84	0	0	2	1	1	5	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0		105	
準用指定施設	28	19		0	305		57		18					20		168				2	20	36					673	
総計	43	49	1	0	648	3	80	130	39	31	43	1	70	96	0	928	43	0	0	45	86	196	14	149	77		2,772	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	68,962 (25%)	4,809	64,153
2	畜産農業(1の2)	31,027 (11%)	397	30,630
3	自動式車両洗浄施設(71)	30,114 (11%)	102	30,012
4	洗たく業(67)	24,005 (9%)	501	23,504
5	豆腐・煮豆製造業(17)	13,480 (5%)	307	13,173
6	し尿処理施設(72)	12,280 (4%)	10,796	1,484
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	11,909 (4%)	2,678	9,231
8	水産食料品製造業(3)	9,018 (3%)	837	8,181
9	写真現像業(68)	6,341 (2%)	19	6,322
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	6,068 (2%)	1,491	4,577
	総計	213,204 (76%)	21,937	191,267

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) 153	44	7	109	1
		(瀬) 16	11	3	5	1
		169	55	10	114	2
1 の 2	畜産農業	(水) 31,019	389	10	30,630	91
		(瀬) 8	8	1		
		31,027	397	11	30,630	91
2	畜産食料品製造業	(水) 2,930	598	8	2,332	2
		(瀬) 89	89			
		3,019	687	8	2,332	2
3	水産食料品製造業	(水) 8,948	769	1	8,179	
		(瀬) 70	68		2	
		9,018	837	1	8,181	
4	保存食料品製造業	(水) 4,602	513	1	4,089	1
		(瀬) 68	67		1	
		4,670	580	1	4,090	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,479	157	2	3,322	2
		(瀬) 26	26	1		
		3,505	183	3	3,322	2
6	小麦粉製造業	(水) 24	1		23	
		(瀬) 2	2			
		26	3		23	
7	砂糖製造業	(水) 59	38	1	21	
		(瀬) 6	6			
		65	44	1	21	
8	パン・菓子製造業	(水) 1,160	46		1,114	
		(瀬) 20	20			
		1,180	66		1,114	
9	米菓・こうじ製造業	(水) 641	59		582	1
		(瀬) 1	1			
		642	60		582	1
10	飲料製造業	(水) 4,017	461	10	3,556	10
		(瀬) 67	65		2	
		4,084	526	10	3,558	10
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 550	105		445	3
		(瀬) 7	7			
		557	112		445	3
12	動植物性油脂製造業	(水) 264	46	1	218	1
		(瀬) 16	16	1		
		280	62	2	218	1
13	イースト製造業	(水) 6	2		4	
		(瀬) 1	1			
		7	3		4	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 131	82		49	
		(瀬) 4	4			
		135	86		49	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	29	12	1	17	1
		(瀬)	29	12	1	17	1
16	めん類製造業	(水)	3,269	118		3,151	
		(瀬)	34	33		1	
			3,303	151		3,152	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	13,433	261	1	13,172	
		(瀬)	47	46		1	
			13,480	307	1	13,173	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	13	5		8	
		(瀬)	1	1			
			14	6		8	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	491	115		376	
		(瀬)	35	35			
			526	150		376	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	10	2		8	
		(瀬)	1	1			
			11	3		8	
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,567	390	80	2,177	147
		(瀬)	204	201	13	3	
			2,771	591	93	2,180	147
20	洗毛業	(水)	15	3	1	12	1
		(瀬)	15	3	1	12	1
21	化学繊維製造業	(水)	32	23	8	9	1
		(瀬)	18	18	8		
			50	41	16	9	1
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	166	10		156	
		(瀬)	166	10		156	
21 の 3	合板製造業	(水)	318	20		298	2
		(瀬)	2	2			
			320	22		298	2
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	20	3	1	17	1
		(瀬)	1	1			
			21	4	1	17	1
22	木材薬品処理業	(水)	383	11	7	372	54
		(瀬)	383	11	7	372	54
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	735	355	35	380	3
		(瀬)	101	100	14	1	
			836	455	49	381	3
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,567	31	8	1,536	104
		(瀬)	5	5	1		
			1,572	36	9	1,536	104

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	60	19	11	41	5
		(瀬)	11	11	9		
			71	30	20	41	5
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	3	2	2	1	
		(瀬)	1	1	1		
			4	3	3	1	
26	無機顔料製造業	(水)	36	18	5	18	4
		(瀬)	18	18	12		
			54	36	17	18	4
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	383	138	68	245	70
		(瀬)	78	77	44	1	
			461	215	112	246	70
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	39	12	3	27	4
		(瀬)	4	4	1		
			43	16	4	27	4
29	コーラタール製品製造業	(水)	6			6	1
		(瀬)	3	3	2		
			9	3	2	6	1
30	発 酵 工 業	(水)	33	9	2	24	
		(瀬)	1	1			
			34	10	2	24	
31	メタン誘導品製造業	(水)	16	4	2	12	4
		(瀬)	1	1	1		
			17	5	3	12	4
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	40	13	9	27	8
		(瀬)	7	7	3		
			47	20	12	27	8
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	264	121	50	143	16
		(瀬)	42	41	14	1	1
			306	162	64	144	17
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	15	6	4	9	1
		(瀬)	2	2	1		
			17	8	5	9	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	5	3	5	
		(瀬)	4	4	3		
			14	9	6	5	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	12	4		8	
		(瀬)	2	2	1		
			14	6	1	8	
37	その他石油化学工業	(水)	71	30	19	41	6
		(瀬)	29	29	19		
			100	59	38	41	6
38	石 け ん 製 造 業	(水)	27			27	1
		(瀬)	3	3	1		
			30	3	1	27	1

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	6	2		4
		(瀬)	6	2		4
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	7	1		6
		(瀬)	2	2		
			9	3		6
41	香 料 製 造 業	(水)	44	14	7	30
		(瀬)	3	3	1	
			47	17	8	30
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	8	2		6
		(瀬)	1	1		
			9	3		6
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	3	5
		(瀬)	1	1	1	
			13	8	4	5
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5
		(瀬)	6	1		5
45	木 材 化 学 業	(水)	1			1
		(瀬)	1	1		
			2	1		1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	363	167	81	196
		(瀬)	53	52	27	1
			416	219	108	197
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	300	155	70	145
		(瀬)	31	29	15	2
			331	184	85	147
48	火 薬 製 造 業	(水)	8	3	2	5
		(瀬)	3	3	1	
			11	6	3	5
49	農 薬 製 造 業	(水)	30	6	6	24
		(瀬)	2	2	2	
			32	8	8	24
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	7	2	2	5
		(瀬)	7	2	2	5
51	石 油 精 製 業	(水)	30	19	9	11
		(瀬)	16	16	11	
			46	35	20	11
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	139	46	23	93
		(瀬)	17	17	9	
			156	63	32	93
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス 成形型）製造業	(水)	15	5	1	10
	(瀬)	15	5	1	10	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	129	8	4	121	6
		(瀬)	1	1			
			130	9	4	121	6
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	820	141	89 (1)	679	369 (1)
		(瀬)	8	8	7		
			828	149	96 (1)	679	369 (1)
54	セメント製品製造業	(水)	2,893	74	11	2,819	183
		(瀬)	14	11	8	3	2
			2,907	85	19	2,822	185
55	生コンクリート製造業	(水)	5,425	378	19	5,047	289
		(瀬)	13	11	2	2	
			5,438	389	21	5,049	289
56	有機質壁材製造業	(水)	21	1	1	20	2
		(瀬)					
			21	1	1	20	2
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	7	6	2	1	
		(瀬)	1	1			
			8	7	2	1	
58	窯業原料精製業	(水)	842	80	28	762	77
		(瀬)	5	5	1		
			847	85	29	762	77
59	砕石業	(水)	861	79	2	782	3
		(瀬)	16	14		2	
			877	93	2	784	3
60	砂利採取業	(水)	1,994	235	1	1,759	4
		(瀬)	10	8		2	
			2,004	243	1	1,761	4
61	鉄鋼業	(水)	253	88	39	165	12
		(瀬)	42	41	22	1	1
			295	129	61	166	13
62	非鉄金属製造業	(水)	232	69	47	163	50
		(瀬)	20	19	12	1	1
			252	88	59	164	51
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,409	499	296	1,910	513 (1)
		(瀬)	70	65	33	5	1
			2,479	564	329	1,915	514 (1)
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	41	3		38	
		(瀬)	1	1			
			42	4		38	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	27	22	10	5	
		(瀬)	14	14	6		
			41	36	16	5	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	32	15	3	17	1
		(瀬)	4	4	4		
			36	19	7	17	1



表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	694	247	20	447	21
		(瀬)	60	45	5	15	
			754	292	25	462	21
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,871	1,306	799	4,565	1,535
		(瀬)	197	185	113	12	4
			6,068	1,491	912	4,577	1,539
66	電気めっき施設	(水)	1,807	523	476	1,284	1,035
		(瀬)	40	37	30	3	3
			1,847	560	506	1,287	1,038
66 の 2	旅館業	(水)	68,486	4,397	64	64,089	53
		(瀬)	476	412	2	64	
			68,962	4,809	66	64,153	53
66 の 3	共同調理場	(水)	921	247		674	
		(瀬)	42	40	1	2	
			963	287	1	676	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	914	278	1	636	
		(瀬)	58	52		6	
			972	330	1	642	
66 の 5	飲食店	(水)	3,077	876	22	2,201	17
		(瀬)	283	246	12	37	1
			3,360	1,122	34	2,238	18
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	88	6		82	4
		(瀬)	1	1			
			89	7		82	4
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	34	3		31	
		(瀬)					
			34	3		31	
67	洗たく業	(水)	23,950	449	63	23,501	2,175
		(瀬)	55	52	1	3	
			24,005	501	64	23,504	2,175
68	写真現像業	(水)	6,333	14	1	6,319	201
		(瀬)	8	5	1	3	
			6,341	19	2	6,322	201
68 の 2	病院	(水)	754	381	79	373	83
		(瀬)	118	115	29	3	1
			872	496	108	376	84
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	225	127	1	98	
		(瀬)	12	11		1	
			237	138	1	99	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	29	11		18	
		(瀬)	3	3			
			32	14		18	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	77	41		36	
		(瀬)	3	3			
			80	44		36	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	21	6	1	15	
		(瀬)	3	3			
			24	9	1		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	776	8	1	768	3
		(瀬)	2	1	1	1	
			778	9	2	769	3
71	自動式車両洗浄施設	(水)	30,097	89	1	30,008	48
		(瀬)	17	13		4	1
			30,114	102	1	30,012	49
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,530	468	277	4,062	1,917 (4)
		(瀬)	94	71	46	23	18
			4,624	539	323	4,085	1,935 (4)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,082	68	13	1,014	107
		(瀬)	14	12	4	2	
			1,096	80	17	1,016	107
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	502	97	26	405	69
		(瀬)	7	6	4	1	
			509	103	30	406	69
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,286	64	62	1,222	1,127 (6)
		(瀬)	8	7	6	1	1
			1,294	71	68	1,223	1,128 (6)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	53	7	7	46	37
		(瀬)	2	2	2		
			55	9	9	46	37
72	し尿処理施設	(水)	11,326	9,867	278	1,459	41
		(瀬)	954	929	26	25	
			12,280	10,796	304	1,484	41
73	下水道終末処理施設	(水)	2,150	2,101	311	49	1
		(瀬)					
			2,150	2,101	311	49	1
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	611	307	66	304	33
		(瀬)	44	43	18	1	
			655	350	84	305	33
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		11,909	2,678	27	9,231	27
			11,909	2,678	27	9,231	27
合 計		(水)	276,611	31,844	3,713 (1)	244,767	10,720 (12)
		(瀬)	3,906	3,662	617	244	37
			280,517	35,506	4,330 (1)	245,011	10,757 (12)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	北海道	216		216	185					237	143	380	75
2	青森県	52		52	31					96	117	213	21
3	岩手県	117		117	45					125	88	213	42
4	宮城県	76		76	88					108	82	190	53
5	秋田県	124		124	36					66	102	168	37
6	山形県	137		137	91				1	68	79	147	21
7	福島県	110		110	46					93	57	150	15
8	茨城県	234		234	100				2	216	790	1,006	67
9	栃木県	197		197	78					148	150	298	78
10	群馬県	88		88	53					149	79	228	36
11	埼玉県	155		155	102				7	256	158	414	52
12	千葉県	104		104	50				1	292	90	382	58
13	東京都	109		109	67					164	156	320	17
14	神奈川県	62		62	27					110	68	178	14
15	新潟県	96		96	129					141	102	243	44
16	富山県	67		67	54					37	34	71	12
17	石川県	27		27	38					110	59	169	22
18	福井県	61		61	19					53	59	112	14
19	山梨県	93	2	95	54					83	77	160	34
20	長野県	80	3	83	84					114	62	176	29
21	岐阜県	145		145	49					189	126	315	66
22	静岡県	123		123	142					171	84	255	45
23	愛知県	374		374	213				2	505	486	991	90
24	三重県	134		134	85					127	64	191	48
25	滋賀県	132		132	112					111	104	215	14
26	京都府	71		71	28				1	89	58	147	30
27	大阪府	72		72	28				4	43	39	82	15
28	兵庫県	62		62	34					82	99	181	16
29	奈良県	26		26	4					11	14	25	4
30	和歌山県	52		52	14					63	61	124	52
31	鳥取県	26		26	21					29	12	41	14
32	島根県	70		70	67					72	58	130	60
33	岡山県	50		50	17					36	55	91	22
34	広島県	74		74	36					89	87	176	27
35	山口県	30		30	23					24	21	45	5
36	徳島県	25		25	11					22	10	32	19
37	香川県	61		61	36					154	79	233	58
38	愛媛県	72		72	42					67	120	187	48
39	高知県	56		56	15					40	35	75	14
40	福岡県	97		97	78					150	297	447	54
41	佐賀県	126		126	36				1	46	72	118	35
42	長崎県	231		231	60					51	48	99	22
43	熊本県	120	1	121	46					80	7	87	27
44	大分県	94		94	12					17	22	39	15
45	宮崎県	98		98	48				6	49	40	89	26
46	鹿児島県	88		88	54					74	29	103	14
47	沖縄県	23		23	25					35	29	64	13
都道府県計		4,737	6	4,743	2,713	0	0	0	25	5,092	4,708	9,800	1,594
政令市計		1,920	7	1,927	1,273	0	0	0	18	2,408	2,174	4,582	484
合計		6,657	13	6,670	3,986	0	0	0	43	7,500	6,882	14,382	2,078

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等			第6条第1届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	札幌市	2		2	4				1	7	3	10	1
2	函館市				5					7	5	12	7
3	旭川市	6		6	6					15	10	25	2
4	青森市	13		13	5					8	8	16	1
5	八戸市	5		5	12					7	9	16	3
6	盛岡市	16		16	6					11	12	23	2
7	仙台市	29		29	47					22	9	31	4
8	秋田市	16		16	8					22	10	32	9
9	山形市	13		13	14					23	14	37	15
10	福島市	13		13	5					9	14	23	1
11	郡山市	30		30	10					27	17	44	3
12	いわき市	26		26	12					39	32	71	5
13	水戸市	4		4	3					2		2	
14	つくば市	54		54	3				1	21	20	41	4
15	宇都宮市	37		37	33				1	14	32	46	10
16	前橋市	19		19	7					20	4	24	2
17	高崎市	22		22	14					65	113	178	20
18	伊勢崎市	20		20	6					20	6	26	4
19	太田市	23		23	7					11	7	18	
20	さいたま市	15		15	18					37	20	57	5
21	川越市	12		12	34					40	5	45	5
22	川口市	3		3	7					3	4	7	2
23	所沢市	4		4	4				4	15	3	18	4
24	草加市	1		1	1					5	6	11	
25	越谷市	3	1	4						4	2	6	
26	千葉市	22		22	14					33	22	55	9
27	市川市	6		6	13					41	15	56	3
28	船橋市	5		5	28					92	19	111	8
29	松戸市	12		12	2				2	27	13	40	6
30	柏市	4		4	3					13	4	17	4
31	市原市	17		17	12					40	6	46	5
32	八王子市	16		16	8					37	23	60	9
33	町田市	2		2	1					5	4	9	2
34	横浜市	83		83	96				1	98	79	177	10
35	川崎市	67		67	52					63	121	184	4
36	横須賀市	7		7	35					21	30	51	4
37	平塚市	32		32	23					30	25	55	6
38	藤沢市	15		15	9					19	25	44	2
39	小田原市	15		15	9					13	7	20	1
40	茅ヶ崎市	8		8	1					15	7	22	
41	相模原市	47		47	41					49	43	92	12
42	厚木市	9		9	8					16	10	26	3
43	大和市	7		7	1					7	11	18	2
44	新潟市	35		35	20					63	58	121	5
45	長岡市	14		14	8					8	3	11	
46	上越市	28		28	25					12	10	22	3
47	富山市	48		48	13					20	28	48	6
48	金沢市	19		19	20					47	19	66	12
49	福井市	23		23	3					12	14	26	2
50	甲府市	12		12	4					13	17	30	
51	長野市	46		46	28					52	43	95	11
52	松本市	19		19	9				1	18	17	35	4
53	岐阜市	10		10	17					25	13	38	18
54	静岡市	24		24	25					26	19	45	2
55	浜松市	18		18	17					54	33	87	7

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
56	沼津市	18		18	18				1	13	6	19	1
57	富士市	13		13	20					35	18	53	5
58	名古屋	31		31	47				3	25	18	43	3
59	豊橋市	29		29	15					44	28	72	8
60	岡崎市	16		16	10					30	35	65	11
61	一宮市	19	2	21	10					33	83	116	8
62	春日井市	27		27	9					31	25	56	6
63	豊田	92		92	68					35	79	114	7
64	四日市	32		32	61					38	30	68	8
65	大津市	26	1	27	4					49	29	78	14
66	京都市	12		12	2					21	10	31	5
67	大阪市	5		5	7					20	10	30	
68	堺市	13		13	10					8	11	19	2
69	岸和田市	2		2						8	11	19	4
70	中豊市	13		13	4					9	5	14	
71	吹田市	5		5						3	1	4	
72	高槻市	2		2	3					9	13	22	3
73	枚方市	18		18	5					30	15	45	
74	茨木市	3		3	3						5	5	3
75	八尾市	4		4	2					11	34	45	3
76	寝屋川市				3					5	7	12	4
77	東大阪市										2	2	
78	神戸市	7		7	6					19	6	25	6
79	姫路市	9		9	4					15	17	32	
80	尼崎市	2		2	6					8		8	1
81	明石市	12		12					1	8	4	12	
82	西宮市	3		3						6	2	8	1
83	加古川市	10		10						7	13	20	1
84	宝塚市	1		1	1					4	3	7	
85	奈良市	10		10	1					9	3	12	3
86	和歌山市	13		13	5					25	21	46	6
87	鳥取市	8		8	8					15	9	24	3
88	岡山市	26		26	9					66	44	110	12
89	倉敷市	15		15	4					14	6	20	1
90	広島市	40		40	5					45	92	137	16
91	呉市	8		8	3					13	62	75	7
92	福山市	22		22	9					11	103	114	17
93	下関市	2		2	5					6	4	10	8
94	徳島市	11		11	1					19	7	26	5
95	高松市	15		15	5					40	12	52	4
96	松山市	23		23	23				2	38	41	79	12
97	高知市	67		67	4					12	31	43	
98	北九州市	6	3	9						11	5	16	2
99	福岡市	3		3	8					6	2	8	1
100	久留米市	12		12	2					11	5	16	1
101	長崎市	19		19	10					12	8	20	1
102	佐世保市	16		16	3					9	14	23	
103	熊本	28		28	2					22	18	40	2
104	大分	43		43	18					41	26	67	5
105	宮崎市	14		14	6					14	21	35	3
106	鹿児島市	39		39	8					22	17	39	2
	政令市計	1,920	7	1,927	1,273	0	0	0	18	2,408	2,174	4,582	484

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
1	北海道	1												1,367		
2	青森県									588	4	1		589	4	
3	岩手県									816		3		819		
4	宮城県	1								911				911		
5	秋田県									832				832		
6	山形県									256		1		257		
7	福島県	1								347				347		
8	茨城県									960				960		
9	栃木県	2								436				436		
10	群馬県									362				362		
11	埼玉県									2,061				2,061		
12	千葉県									872				872		
13	東京都									774	28			774	28	
14	神奈川県									401				401		
15	新潟県									829		9		838		
16	富山県									217				217		
17	石川県									250				250		
18	福井県									284				284		
19	山梨県	2								624				624		
20	長野県									1,023	5			1,023	5	
21	岐阜県									956				956		
22	静岡県									541	1	14		555	1	
23	愛知県									3,909				3,909		
24	三重県									650		1		651		
25	滋賀県	1								563				563		
26	京都府									377				377		185
27	大阪府	2								1,021				1,021		340
28	兵庫県									745				745		277
29	奈良県									276	12			276	12	133
30	和歌山県									256				256		59
31	鳥取県									324				324		
32	島根県									205				205		
33	岡山県									495				495		202
34	広島県	3		1						956		1		957		147
35	山口県									654				654		361
36	徳島県									346		2		348		198
37	香川県									722				722		231
38	愛媛県									591				591		116
39	高知県									266				266		
40	福岡県	1								596				596		43
41	佐賀県									527				527		
42	長崎県									989				989		
43	熊本県	1								374		3		377		
44	大分県									1,277				1,277		272
45	宮崎県									698				698		
46	鹿児島県	4								458				458		
47	沖縄県									194				194		
都道府県計		19	0	1	0	0	0	0	0	33,176	50	42	0	33,218	50	2,564
政令市計		8	0	0	0	0	0	0	0	13,548	24	644	0	14,192	24	2,352
合計		27	0	1	0	0	0	0	0	46,724	74	686	0	47,410	74	4,916

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計	
1	北海道	44	342	386	79	4	306	389		3	3				3	3	
2	青森県	55	25	80	72		8	80									
3	岩手県	39	52	91	50		41	91	1	2	3	3				3	
4	宮城県	68	20	88	19		72	91									
5	秋田県	56	65	121	28	2	91	121									
6	山形県	76	104	180	52	2	139	193		9	9				9	9	
7	福島県	54	128	182	35		187	222									
8	茨城県	171	357	528	63		510	573	2	9	11	5	2	1	3	11	
9	栃木県	24	248	272	31		366	397		3	3			3		3	
10	群馬県	24	125	149	51		98	149									
11	埼玉県	139	680	819	335		485	820									
12	千葉県	82	97	179	70		109	179									
13	東京都	19	307	326			326	326									
14	神奈川県	10	1	11	8	1	2	11									
15	新潟県	67	115	182	63		119	182									
16	富山県		9	9	3		6	9									
17	石川県	16		16	16			16									
18	福井県	10	13	23	16		13	29									
19	山梨県	55	67	122	122			122									
20	長野県	41	187	228	39	5	188	232									
21	岐阜県	15		15	14		1	15									
22	静岡県	28		28			28	28									
23	愛知県	127	86	213	87		126	213									
24	三重県	36	199	235	69		158	227									
25	滋賀県	99	66	165	46	3	119	168									
26	京都府	18		18	3		15	18									
27	大阪府	77	639	716	183	3	530	716									
28	兵庫県	8	14	22	14		8	22									
29	奈良県	19	47	66	66			66									
30	和歌山県	11	36	47	11		36	47									
31	鳥取県	11	41	52	11		41	52									
32	島根県	30	22	52	3		52	55									
33	岡山県	31	16	47	18		32	50									
34	広島県	65	12	77			77	77									
35	山口県	26		26		1	25	26									
36	徳島県	7	34	41			41	41									
37	香川県	77	69	146	46		129	175									
38	愛媛県	9	6	15	15			15									
39	高知県	4	3	7			7	7									
40	福岡県	48		48	17		31	48									
41	佐賀県	20		20	18		2	20									
42	長崎県	6	75	81	53		28	81									
43	熊本県	16	2	18	6		12	18	1		1				1	1	
44	大分県	21	19	40	19		21	40									
45	宮崎県	28	29	57	50		7	57									
46	鹿児島県	41		41	41			41									
47	沖縄県	18	88	106	61		45	106									
都道府県計		1,946	4,445	6,391	2,003	21	4,637	6,661	4	26	30	8	2	4	16	30	
政令市計		1,022	869	1,891	728	8	1,212	1,948	3	59	62		0		62	62	
合計		2,968	5,314	8,282	2,731	29	5,849	8,609	7	85	92	8	2	4	78	92	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)							
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	昼間 立入	うち地下 浸透 水にか かるも の		夜間 立入	うち地下 浸透 水にか かるも の		計	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
											うち地下 浸透 水にか かるも の	うち地下 浸透 水にか かるも の		うち地下 浸透 水にか かるも の	うち地下 浸透 水にか かるも の		
1	札幌市									71				71			
2	函館市									34				34			
3	旭川市									61		2		63			
4	青森市									71				71			
5	八戸市									107	1			107	1		
6	盛岡市									44				44			
7	仙台市									181				181			
8	秋田市									94		6		100			
9	山形市									65		6		71			
10	福島市									108				108			
11	郡山市									76				76			
12	いわき市									152				152			
13	水戸市									45				45			
14	つくば市									26				26			
15	宇都宮市									100				100			
16	前橋市									183				183			
17	高崎市									291		8		299			
18	伊勢崎市									38				38			
19	太田市									64	18			64	18		
20	さいたま市									401				401			
21	川越市									361				361			
22	川口市									122				122			
23	所沢市									104				104			
24	草加市									51				51			
25	越谷市	1								89				89			
26	千葉市									160		4		164			
27	市川市									116				116			
28	船橋市									169				169			
29	松戸市									110				110			
30	柏市	4								49				49			
31	市原市	1								142				142			
32	八王子市									23				23			
33	町田市									52				52			
34	横浜市									502	5			502	5		
35	川崎市									416		2		418			
36	横須賀市									143		4		147			
37	平塚市									104				104			
38	藤沢市									130				130			
39	小田原市									33				33			
40	茅ヶ崎市									55				55			
41	相模原市									175		2		177			
42	厚木市									10				10			
43	大和市									61				61			
44	新潟市									199		2		201			
45	長岡市									68				68			
46	上越市									124				124			
47	富山市									236				236			
48	金沢市									202		5		207			
49	福井市									79				79			
50	甲府市									66				66			
51	長野市									113				113			
52	松本市									137		1		138			
53	岐阜市									113				113			
54	静岡市									34				34			
55	浜松市									57				57			



表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計	
1	札幌市	1		1	1				1								
2	函館市	1		1	1				1								
3	旭川市	4		4	4				4								
4	青森市	16		16	3		13		16								
5	八戸市	5	24	29	5		24		29								
6	盛岡市	18	12	30	8		22		30								
7	仙台市	7		7	7				7								
8	秋田市	6		6	6				6								
9	山形市	5	23	28	25		5		30								
10	福島市	9	18	27	2		26		28								
11	郡山市	4	2	6			6	3	2	5					5	5	
12	いわき市	4		4	4				4								
13	水戸市																
14	つくば市	4	1	5	5				5								
15	宇都宮市		3	3	3				3								
16	前橋市	31		31			31		31								
17	高崎市	37		37			37		37								
18	伊勢崎市	11	5	16	13	2	5		20								
19	太田市	9	1	10	9				9								
20	さいたま市	36		36	36				36								
21	川越市	47		47	47				47								
22	川口市	24		24	24				24								
23	所沢市	11		11	2		9		11								
24	草加市																
25	越谷市	22		22	22				22								
26	千葉市	11		11	1		10		11								
27	市川市	14		14	14				14								
28	船橋市	11		11			11		11								
29	松戸市	9	30	39	16		23		39								
30	柏市	8		8			8		8								
31	市原市	10		10	7		3		10								
32	八王子市	1	1	2	2				2								
33	町田市	5	1	6	6		1		7								
34	横浜市	29	301	330	2		328		330	57	57				57	57	
35	川崎市	16		16	16				16								
36	横須賀市	1		1	1				1								
37	平塚市	23		23	2		21		23								
38	藤沢市	3	1	4	4				4								
39	小田原市	1	15	16	3		13		16								
40	茅ヶ崎市	1	2	3	3				3								
41	相模原市	3	38	41	6		35		41								
42	厚木市	3	1	4	1		3		4								
43	大和市		1	1			1		1								
44	新潟市	17		17	3		14		17								
45	長岡市	3	1	4	3		1		4								
46	上越市	8	11	19	18		1		19								
47	富山市	10	10	20			20		20								
48	金沢市	61		61	4		71		75								
49	福井市	5	5	10	10				10								
50	甲府市	2	15	17	2		15		17								
51	長野市	15	6	21	21				21								
52	松本市	10	28	38	6		32		38								
53	岐阜市	11		11	11				11								
54	静岡市	2		2	2				2								
55	浜松市		18	18	3		15		18								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令				一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)					
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	うち地下 浸透水に かかるも の	夜間 立入	うち地下 浸透水に かかるも の	計			
													うち地下 浸透水に かかるも の	うち地下 浸透水に かかるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
56	沼津市								33		19		52			
57	富士市								166		50		216			
58	名古屋								292		16		308			
59	豊橋市								209				209			
60	岡崎市								146				146			
61	一宮市								207		1		208			
62	春日井市								146		2		148			
63	豊田市								181				181			
64	四日市市								88				88			
65	大津市								78				78			
66	京都市								55				55			
67	大阪市								82		4		86		34	
68	堺市								191		180		371			
69	岸和田市								36		4		40		8	
70	豊中市								9				9			
71	吹田市								38				38		22	
72	高槻市								57		4		61			
73	枚方市								165				165		59	
74	茨木市								27				27		10	
75	八尾市								147				147		23	
76	寝屋川市								37				37		6	
77	東大阪市								119				119		17	
78	神戸市								251				251		100	
79	姫路市								259		5		264		134	
80	尼崎市								204		43		247		145	
81	明石市								87				87		56	
82	西宮市								63		1		64		40	
83	加古川市								199				199		118	
84	宝塚市								12				12		9	
85	奈良市								70				70		34	
86	和歌山市								202		191		393		311	
87	鳥取市								138				138			
88	岡山市								176				176		130	
89	倉敷市								507		44		551		440	
90	広島市								229				229		67	
91	呉市								171		9		180		52	
92	福山市	2							137		6		143			
93	下関市								72		8		80		56	
94	徳島市								107				107		57	
95	高松市								92				92		47	
96	松山市								272				272		137	
97	高知市								22				22			
98	北九州市								123		4		127		99	
99	福岡市								47				47			
100	久留米市								63				63			
101	長崎市								49				49			
102	佐世保市								64				64			
103	熊本市								71				71			
104	大分市								278		11		289		141	
105	宮崎市								78				78			
106	鹿児島市								179				179			
	政令市計	8	0	0	0	0	0	0	13,548	24	644	0	14,192	24	2,352	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		公共用水域							行政指導							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
56	沼津市	12	13	25	25			25								
57	富士市	8		8	8		5	13								
58	名古屋	5	14	19	1		18	19								
59	豊橋市	53		53	53			53								
60	岡崎市	5		5			5	5								
61	一宮市	14	9	23	7		16	23								
62	春日井	16		16	16			16								
63	豊田市	11	59	70	10	6	65	81								
64	四日市	2		2	2			2								
65	大津市	7		7			7	7								
66	京都市	4	12	16	16			16								
67	大阪市															
68	堺市	18		18	18			18								
69	岸和田	15		15	11		4	15								
70	豊中市															
71	吹田市	1	3	4			4	4								
72	高槻市	3	5	8			8	8								
73	枚方市	1	18	19			19	19								
74	茨木市		3	3	3			3								
75	八尾市	47		47	47			47								
76	寝屋川	5	1	6	2		4	6								
77	東大阪	2	1	3	2		1	3								
78	神戸市	4	13	17			17	17								
79	姫路市		16	16			16	16								
80	尼崎市															
81	明石市		2	2	2			2								
82	西宮市	1		1			1	1								
83	加古川	11	27	38	37		1	38								
84	宝塚市															
85	奈良市	2	4	6	6			6								
86	和歌山	8		8	7		1	8								
87	鳥取市	13	8	21	8		14	22								
88	岡山市	1	11	12			12	12								
89	倉敷市	20	2	22			22	22								
90	広島市	17		17	17			17								
91	呉市	5		5			5	5								
92	福山市	5	5	10			10	10								
93	下関市	13		13	2		11	13								
94	徳島市	3		3			3	3								
95	高松市															
96	松山市	19	8	27			27	27								
97	高知市	4		4	4			4								
98	北九州市		2	2	2			2								
99	福岡市	1		1			1	1								
100	久留米	2	25	27	10		20	30								
101	長崎市	2		2	2			2								
102	佐世保	9		9			9	9								
103	熊本市	2		2	2		2	4								
104	大分市	8	5	13	1		13	14								
105	宮崎市		29	29	11		31	42								
106	鹿児島	38		38	2		36	38								
	政令市計	1,022	869	1,891	728	8	1,212	1,948	3	59	62		0		62	62

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
酸・アルカリ表面処理施設 (65)	4	pH、SS、鉛、全りん、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質含有量
電気めっき施設 (66)	4	BOD、亜鉛、クロム、六価クロム、ノルマルヘキサン抽出物質含有量
洗たく業 (67)	4	BOD、SS、COD、フッ素、大腸菌群数
指定地域特定施設	3	BOD、COD、全窒素、全りん、大腸菌群数
畜産農業 (1の2)	2	BOD、SS
畜産食料品製造業 (2)	2	BOD、SS、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質含有量
保存食料品製造業 (4)	2	BOD、SS
水産食料品製造業 (3)	2	COD、SS、大腸菌群数
豆腐・煮豆製造業 (17)	1	BOD
飲料製造業 (10)	1	pH、BOD
旅館業 (66の2)	1	pH、SS、COD
トリクロエチレン等による蒸留施設(71の6)	1	ジクロロメタン

○一時停止命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
指定地域特定施設	1	COD、全窒素、大腸菌群数

(注)

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項	
					公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	北海道	4			11	1	13	13		
2	青森県				1		11			
3	岩手県						3	1		
4	宮城県						5	1		
5	秋田県				4		7	2		
6	山形県				4	1	6			
7	福島県				10	2	8	1		
8	茨城県									
9	栃木県									
10	群馬県				2				1	
11	埼玉県				6		3			
12	千葉県				2	1	1			
13	東京都				2			1		
14	神奈川県				8	3	13	8		
15	新潟県				7					
16	富山県				1		10			
17	石川県						1			
18	福井県				2		1			
19	山梨県						1	1		
20	長野県				7		8			
21	岐阜県				8		9			
22	静岡県				5		1			
23	愛知県				16	1	7	2		
24	三重県									
25	滋賀県				7		3			
26	京都府				1		3			
27	大阪府									
28	兵庫県									
29	奈良県									
30	和歌山県									
31	鳥取県	2			15		1			
32	島根県				4		3			
33	岡山県				3		5			
34	広島県				2			1		
35	山口県						3			
36	徳島県				1			1		
37	香川県	1			1		2			
38	愛媛県				1					
39	高知県				3		3			
40	福岡県				4		12			
41	佐賀県				4		5			
42	長崎県									
43	熊本県				8		2	3		
44	大分県						1			
45	宮崎県									
46	鹿児島県						5			
47	沖縄県					1				
都道府県計		7	0	0	157	10	176	35	1	0
政令市計		4	0	0	58	4	70	13	2	0
合計		11	0	0	215	14	246	48	3	0

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		
					公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	札幌市						5	8			
2	函館市										
3	旭川市										
4	青森市				1		3				
5	八戸市										
6	盛岡市										
7	仙台市										
8	秋田市				2		1				
9	山形市										
10	福島市				1		3				
11	郡山市										
12	いわき市										
13	水戸市										
14	つくば市										
15	宇都宮市										
16	前橋市				2		2				
17	高崎市										
18	伊勢崎市				2						
19	太田市				4						
20	さいたま市				1		1				
21	川越市										
22	川口市										
23	所沢市						1				
24	草加市										
25	越谷市										
26	千葉市				1						
27	市川市	1									
28	船橋市										
29	松戸市										
30	柏市										
31	市原市										
32	八王子市				1						
33	町田市										
34	横浜市	1			5	1		1			
35	川崎市						3				
36	横須賀市	1									
37	平塚市						2				
38	藤沢市										
39	小田原市										
40	茅ヶ崎市										
41	相模原市										
42	厚木市										
43	大和市										
44	新潟市				4			2			
45	長岡市				1		3				
46	上越市	1			1	1	5				
47	富山市										
48	金沢市										
49	福井市				1		4				
50	甲府市										
51	長野市				4		4				
52	松本市				1		2				
53	岐阜市										
54	静岡市				1		2				
55	浜松市										

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
56	沼津市								
57	富士市			3		2			
58	名古屋市								
59	豊橋市								
60	岡崎市								
61	一宮市			1					
62	春日井市			1	1				
63	豊田市			1					
64	四日市市								
65	大津市			1		1		2	
66	京都市								
67	大阪市								
68	堺市								
69	岸和田市								
70	豊中市								
71	吹田市								
72	高槻市								
73	枚方市								
74	茨木市					1			
75	八尾市								
76	寝屋川市								
77	東大阪市						4		
78	神戸市								
79	姫路市								
80	尼崎市			2					
81	明石市								
82	西宮市								
83	加古川市			1					
84	宝塚市								
85	奈良市			2					
86	和歌山市								
87	鳥取市			3		3			
88	岡山市					1			
89	倉敷市					2			
90	広島市			1					
91	呉市								
92	福山市			3		1			
93	下関市								
94	徳島市								
95	高松市					2			
96	松山市			1					
97	高知市								
98	北九州市								
99	福岡市			1		1	2		
100	久留米市								
101	長崎市								
102	佐世保市					2			
103	熊本市								
104	大分市			3					
105	宮崎市			1	1	7			
106	鹿児島市					2			
政令市計	4	0	0	58	4	70	13	2	0

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反業種別内訳（第31条）

違反業種	件数
水産食料品製造業（3）	6
畜産食料品製造業（2）	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業（23）	1
その他無機化学工業製品製造業（27）	1
生コンクリート製造業（55）	1
洗たく業（67）	1

○排水基準違反項目別内訳（第31条）

違反項目	件数
pH	6
COD	5
SS	4
大腸菌群数	3
BOD	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。
4. 海上保安庁単独での検挙分を含む



表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	800						23			6,183
	千葉県	245						35			1,985
	東京都	98						10			1,363
	神奈川県	2						2			150
	都府県計	1,145						70			9,681
	政令市計	874						79			5,909
	合計	2,019						149			15,590
伊 勢 湾	岐阜県	872						23			5,791
	愛知県	1,322			6			42			8,028
	三重県	685						23			4,640
	都府県計	2,879			6			88			18,459
	政令市計	788				1		37			4,824
	合計	3,667				7		125			23,283
瀬 内 海	京都府	239						5			1,496
	大阪府	326						9			1,958
	兵庫県	682						10			4,371
	奈良県	400						5			1,936
	和歌山県	212						8			1,107
戸 内 海	岡山県	424						17			3,019
	広島県	463			1			10			2,808
	山口県	449						26			2,509
	徳島県	335						15			2,953
	香川県	325						12			3,368
	愛媛県	413						14			3,320
	福岡県	96						2			492
	大分県	317						5			3,262
	都府県計	4,681			1			138			32,599
	政令市計	1,979						76			15,121
合計	6,660			1			214			47,720	
都府県合計	8,705			1	6		296			60,739	
政令市合計	3,641				1		192			25,854	
合計	12,346			1	7		488			86,593	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場					
						その他					
東 京 湾	さいたま市	82						2			855
	川越市	40						4			327
	川口市	21									134
	所沢市	22						2			154
	草加市	12						12			208
	越谷市	23									274
	千葉市	45						3			372
	市川市	86						4			269
	船橋市	177						29			338
	松戸市	44						5			286
	柏市	7									10
	市原市	101						2			372
	八王子市	46									570
	町田市	15									49
横浜市	77						8			1,076	
川崎市	66						8			589	
横須賀市	10									26	
政令市計	874						79			5,909	
伊 勢 湾	岐阜市	78									825
	名古屋市	76						5			360
	豊橋市	102						5			682
	岡崎市	90						2			421
	一宮市	96						3			487
	春日井市	76				1		1			459
	豊田市	163						12			826
	四日市市	107						9			764
政令市計	788				1		37			4,824	
瀬 戸 内 海	京都市	38									1,151
	大阪市	24						2			61
	堺市	108						4			668
	岸和田市	14									320
	豊中市	2									43
	吹田市	11									73
	高槻市	30									162
	枚方市	49									164
	茨木市	11									82
	八尾市	10									347
	寝屋川市	12						10			176
	東大阪市	29						1			314
	神戸市	90						2			703
	姫路市	125						4			412
尼崎市	24						4			86	
明石市	23									130	
西宮市	17									192	
加古川市	37						6			217	
宝塚市	6									99	
奈良市	42						3			333	
和歌山市	134						4			674	
岡山市	205						9			1,102	
倉敷市	162						7			930	
広島市	83									921	
呉市	43									624	
福山市	80									734	
下関市	67						2			546	
徳島市	113						1			644	
高松市	92						6			1,056	
松山市	122						6			819	
北九州市	57						3			168	
大分市	119						2			1,170	
政令市計	1,979						76			15,121	
政令市合計	3,641				1		192			25,854	

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

○改善措置命令等(法第13条第3項)

改善措置命令の対象施設	件数
指定地域特定施設	1

○指導等(法第13条の3)

指導等の対象施設	件数
日平均排出量50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	7

(注)

1. 表11において件数が0件の場合は掲載していない。

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	5	4		1	14	13		1						16	7	23	3	
大阪府	13	7		6	27	19		8					5	45	18	63	7	
兵庫県	55	45		10	88	82		6					8	62	55	117	10	
奈良県	2	2			6	4		2						6	7	13	3	
和歌山県	5	5			11	11								16	5	21	2	
岡山県	20	16		4	21	21							2	31	9	40	11	
広島県	17	15		2	36	34		2	1	1			3	44	11	55	14	
山口県	46	46			76	76							4	42	17	59	5	
徳島県	28	26		2	40	38		2			1			30	12	42	2	
香川県	19	18		1	7	7							4	45	26	71	9	1
愛媛県	11	10		1	21	19		2					1	55	10	65	4	2
福岡県	4	2		2									4	6	5	11	3	
大分県	9	6		3	12	9		3						8	5	13	3	
都道府県計	234	202		32	359	333		26	1	1	1	31	406	187	593	76	3	
京都市					2	2								3	1	4	2	
大阪市	1	1			4	3		1						3	3	6		
堺市	10	9		1	19	18		1				3	12	13	25			
高槻市													2		2			
東大阪市															2	2		
神戸市	6	6			9	9						3	7	3	10	1		
姫路市	11	11			10	10						4	20	5	25			
奈良市	1	1			3	3							5	1	6			
和歌山市	9	9			17	16		1				1	11	3	14	1		
岡山市	9	8		1	5	4		1					16	9	25	4		
倉敷市	21	19		2	24	22		2				5	25	18	43	3		
広島市	2	2			7	7							2	1	3			
福山市	2	2			8	8							10	4	14			
下関市	5	5			4	4					1		13	3	16			
高松市	2	1		1									8	2	10	3		
松山市	3	3			9	9						7	13	12	25			
北九州市	18	13		5	30	29		1					13	11	24	1		
大分市	6	6			9	9							15	9	24			
政令市計	106	96		10	160	153		7				24	178	100	278	15		
合計	340	298		42	519	486		33	1	1	1	55	584	287	871	91	3	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○措置命令（第5条関係）

業種・施設名	件数
紡績・繊維製品製造業（19）	1

（注）

1. 業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表13において件数が0件の場合は掲載していない。

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖		総数					
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県		岡山県	岡山市	倉敷市		
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)		(2)	(3)			
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		1		14		1	30	1		1		4	13	131	27			1	5	25			6	260		
			(2)				1			1						1		3						1				7	
			(3)			7																						8	
		第7条届出	(1)	1			3			15						2	8	111	2				10	15			2	169	
			(2)				2			2		1				2		2						2				11	
			(3)																									0	
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																								0	
				(2)																									0
				(3)																									0
	計		(第7条関係)	(1)																								0	
			(2)																									0	
			(3)																									0	
	第6条届出	(1)								1																	1		
		(2)			12																						12		
		(3)																									0		
	第10条届出	氏名等変更	(1)	1			22		3	34	2		1		12	23	111	45				7	17			2	280		
			(2)				8		1	19		1	8		5	2	16	3				1	2		11	2	79		
			(3)	1																								1	
		使用廃止	(1)			2		6		1	1		1		4	11	104	30				2	9	13			3	186	
			(2)				2		1	2		1	2		1		14									10		33	
			(3)			1																						1	
	第11条届出	(1)				3			7					4	8	14	14				1	12	12				75		
		(2)				1		1	2	1	3			1		1					1						11		
		(3)																									0		
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																									0			
	第10条(改善命令等)																									0			
指 定 施 設 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																									0		
		第16条届出			1																						1		
		第17条第1項届出																										0	
		第17条第2項届出	氏名等変更																										0
			使用廃止																					1				1	
		第18条届出																										0	
		第20条(改善命令等)	第1項																									0	
第2項																										0			
立入検査数	昼間立入件数							8				1	41			76										126			
	夜間立入件数																									0			
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	内容	文書				11			3	1			12		29										56			
			口頭				12										40								2	54			
			処理施設の改善				12											8									20		
			排水の一時停止															1									1		
			その他				16			3	1			12			60									2	94		
	湖沼法第2.4条による指導	文書																								0			
口頭																									0				

(注) \*1：施設区分（1：湖沼特定施設（2，3を除く）、2：みなし指定地域特定施設、3：準用指定施設）  
 \*2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。  
 \*3：八郎湖については平成19年12月に湖沼法の指定湖沼となって以降の数字である。

参考 平成17年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	290,759	289,091	280,517
① 50m <sup>3</sup> /日以上	36,543	36,139	35,506
うち有害物質使用特定事業場	4,424(1)	4,471(1)	4,330(1)
② 50m <sup>3</sup> /日未満	254,216	252,952	245,011
うち有害物質使用特定事業場	10,567(14)	11,234(19)	10,757(12)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (70,849) 2. 畜産農業 (33,920) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,816)	1. 旅館業 (70,447) 2. 畜産農業 (33,848) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,026)	1. 旅館業 (68,962) 2. 畜産農業 (31,027) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,114)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	44件	37件	27件
②一時停止命令	4件	1件	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	47,393件	46,764件	47,410件
（昼間立入）	(46,750件)	(45,996件)	(46,724件)
（夜間立入）	(643件)	(768件)	(686件)
6 行政指導	6,993件	7,670件	8,374件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	14件	12件	11件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反	2件	2件	0件
（水質総量規制関連を含む）			

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。